

第2回全国路地サミット

路地の保全と再生

—日本の美しい豊かな生活空間をいかに残すか—

日 時：2004年8月28日 14：00～19：00

場 所：大阪市立住まい情報センター

主 催：NPO 法人日本都市計画家協会 財団法人大阪地域振興調査会

共 催：大阪市立住まい情報センター

後 援：大阪府 大阪市 大阪商工会議所

目 次

プログラム	2
基調講演	3
事例報告	
神楽坂	4
向島	5
神戸	8
京都	9
空堀	14
参加者プロフィール	16

第2回 全国路地サミット・プログラム

路地の保全と再生

- 日本の美しい豊かな生活空間をいかに残すか -

日時 2004年8月28日(土) 開場 13:30
開会 14:00~19:00
会場 大阪市立住まい情報センター3階ホール
大阪市北区天神橋6丁目4-20
TEL 06-6242-1160

プログラム

主催者あいさつ 14:00~14:10

第一部 セミナー 14:10~17:30

基調講演(14:10~14:40)

「都市の再生と路地 法善寺横丁の経験から」

橋爪 紳也 (大阪市立大学大学院助教授)

事例報告(14:40~15:40)

- ・神楽坂 寺田 弘 (NPO 法人粋なまちづくり倶楽部理事長)
- ・向島 小川 幸男 (墨田区地域整備部商工担当部長)
- ・神戸 森栗 茂一 (大阪外国語大学教授)
- ・京都 上林 研二 ((株)地域生活空間研究所代表)
- ・空堀 藤田 富美恵 (日本児童文学者協会 童話作家)

パネルディスカッション「路地の再生と保全」(15:50~17:05)

- ・コーディネータ 今井晴彦 (NPO 法人日本都市計画家協会)
- ・パネリスト 橋爪・寺田・小川・森栗・上林・藤田の各氏
- ・コメンテータ 小川 恵三 (竹中工務店大阪本店設計部)
- ・司会 吉野国夫 ((財)大阪地域振興調査会常務理事)

全国路地再生連絡協議会の発足と宣言(17:15~17:30)

第二部 交流会 17:30~19:00

会場 網切(大阪市北区中崎1-8-8 TEL06-6371-6588)

「都市の再生と路地 法善寺横丁の経験から」

橋爪 紳也（大阪市立大学大学院助教授）

はじめに

1、「大阪長屋」と路地

2、法善寺横丁復興での経験

3、自律か他律か

4、「生活文化」としての路地再生

5、「手段」としての路地再生

事例報告

神楽坂

寺田 弘

NPO 法人粋なまちづくり倶楽部

東京・新宿 神楽坂

路地空間の維持再生とそれを活かした元気なまちづくり方策

1. 現行の法制度と路地

2. 路地のリフォームプログラム

路地空間に求められている「質」の明確化

空間の特性を活かした整備イメージ

生活保全のための条件、手法の検討

- ・防災
- ・つくりかえ

3. コミュニティビジネス

老舗店舗の確保

老人を支えるネットワーク

情緒、文化の維持

4. まちづくり規範

まちのルール

町式目

5. その他

全国路地サミット

- 040828 向島報告 -

向島学会幹事 小川 幸男

路地 そこには こころの安らぎがある

悟りの境地とはなんのでしょうか。それは心が静かになり、迷いが無いということです。

..... (中略)

昔の農業共同体とか、下町の人情とか、共通の価値観をもったコミュニティの中にいると、誰もが自然に、そういう境地に到達できたものです。

質素だけれども、極度に禁欲を強いられることはない。穏やかな生活。貧しくはあっても、皆が同じように貧しいので、嫉妬に悩むこともなく、盆や正月、祭などでは、ささやかな贅沢をする。地域ぐるみで先祖の供養をやりますから、自分が死んだあとでも安心です。

年をとれば、皆に大切にされ、寿命がくれば静かに去っていく。こういうコミュニティの中では、老人問題などというものは、起こり得ないのです。

現代社会は、毎日がお祭りです。ものすごいストレスの中で働き、そのストレスを晴らすために大酒を飲む。子供さえ暴力的で破壊的なゲームをしてストレスを発散しています。

ディズニーランドは毎日営業しています。ファミリーレストランとか回転寿司も、明々と電飾看板を掲げています。そこには賑わいはありますが安らぎはありません。

..... (中略)

それは時代そのものが急速に新しくなっていき、農村部から都市部への人口の流入が続いてからでしょう。自分が生きることだけに精一杯で、伝統を守るゆとりを失っていたということもできますし、新しいものにこそ価値観があり、古いものには意味がないという、傲慢にして不遜な考え方をもっていたことも事実でしょう。

新しい価値観の代表的なものに、個人主義、実存主義、といったものがありました。しかし.....

個人主義という考え方には、限界があります。人間は一人では生きてはいけないのですし、一人で死んでいくというのも寂しすぎます。自分だけが極楽に生まれ変わったり、天国の門をくぐるというのは、救われた気はしないでしょう。また、そんな風に自分にとらわれている人は、極楽にも天国にもいけないとおもいます。

わたしたちは、周囲の人とつながりをもちながら生きているのです。生きている間は、世のために尽くし、そして、多くの人々とつながりあえているということを実感しながら、静かに去っていく。そんな生き方、死に方をしたいものだ。

(団塊老人 三田誠広著 から抜粋)

1 向島の歴史

- ・ 隅田川を母なる川とする のどかな農村地帯
- ・ 江東デルタ地域で、大洪水で傷めつけられる
- ・ 関東大震災（1923年）以降 急激に膨張
- ・ 東京大空襲（1945年）で尊い命と財産を失う。
- ・ 戦後の復興と木造密集地域と化す
- ・ 町会組織の発達
- ・ ものづくりのまち「すみだ」の産業を支える

2 向島の今日的課題

- ・ 3k + 1k（高齢化・狭小敷地・権利の輻輳 + 地域経済力の低下）
- ・ 町会組織の弱体化
- ・ マンション建設と新住民の増大
- ・ 空き地 空き家の増加

3 向島の路地がもつ意味

街のベクトル 『水平性』

- ・ 土間から拡散する網の目
- ・ 向う三軒両隣
- ・ 自転車が一番便利

家と路地 『開放性』

- ・ 前庭としての機能 引き違い戸と簾（葦簾）
- ・ ばあちゃんの立ち話
- ・ 家の緑の品評会

4 都市再生でいう『木造密集地域は20世紀の負の遺産』って本当か？！

- ・ 建物建てる時道路の幅は何故4メートル必要なの？
- ・ 4メートルの幅がない道路にどんどん家が建っているけど安全なの？
- ・ 街の防災は建物の不燃化とともに地域防災力が大事！！
- ・ 新たな『街の代謝』の仕組みづくりが大事！！

『路地持区』の提案

みんなで路地の復権と息づく文化を大事にしていきましょう！

その街では

- ・ 街にはいろんな人が住み、地域のことを自分たちで解決できるチカラがあふれている。その街に住む住民が行政に一番求めていることは、総じて「安心」と「納得」である。行政は「生活>防災」という視点に立ち、住民満足度を指標にして仕事をしている。
- ・ その地域では、地域が個性や伝統を守り、育み、それらを大事に譲り継ごうという街のチカラがあふれている。
- ・ そこは人々は安心して生まれ育ち学び働き結婚し子供を育てあげころっと死ぬ。という桃源郷となっている。

まだまだ追記

向島学会ホームページ

<http://www.mukojima.org/>

向島イヤー2004 ホームページ

<http://www.mukojima.org/year2004/index.html>

向島百花園ホームページ

<http://www.hyakkaen.jp/>

向島百花園 200周年ホームページ

<http://www.mukojima.org/hyakkaen/>

拙者（小川）のメールアドレス

fukusuke@dab.hi-ho.ne

1 神戸の路地の特色

ex. 長田

- ・まっすぐな路地（条里＋耕地整理）通り抜け
- ・地蔵・共同便所・井戸のある路地
- ・子どもの居る、年寄りの居る、内職ミシンの音が聞こえる路地
- ・汲み取り路（裏、1m）と物干し竿（表）の平屋の路地
- ・路地の仕事 豆煎り屋、町工場（木工、金型、靴底、旋盤）、キムチ屋

2 震災前の状況

- ・メンテナンスより、広さの追及
cmの後退、cmの増築（出窓、汲み取り路、2階建て）
- ・子育て後？ 広さへの渴望、物への執着（買いため）
- ・路地の地蔵から「熱心な」個人の地蔵へ
路地地蔵
住居埋め込み型地蔵
家屋内地蔵臨時路地持ち出し
家屋内地蔵臨時駐車場持ち出し

3 震災と路地

- ・空洞化高齢化した路地を襲った震災 発見された路地
- ・耐用年数のきれた住宅（買取連棟A A Aと賃貸A B C）
- ・通常でも再構築できなかったものが、非日常で再建はさらに難しい。
- ・地下の壺を吐き出させた個人仮設、本設3階建て（商人・職人は内装に金をかける）

4 事後は？

- ・アンコのマンション化、空地化（駐車場化） 行き止まり路地
- ・共同性はほとんどなくなる
- ・3階建てが増える、ミニ開発分譲が増える
- ・残った長屋をどうするか？

5 評価

我々は路地に住んでいるか？ なぜ住まない？

どんな路地性なら可能か

路地の幸福……緑の私道（路に広がる木、緑の垣根）、庭に面する私道
譲り合う私道
暮らしを暗示する路地（ピアノ、出窓、ゴミ）
耐火・防犯・通り抜け車両をどうする

京都・京路地のまちづくり

上林研二（株）

地域生活空間研究所代表 / 京都造形芸術大学教官

フィールド職：中立学区住民福祉協議会会長 / NPO 祇園町南側地区まちづくり協議会理事

京都における狭路の種類

1. 昔は大路・小路 平安京の大路，小路である。上京の中立売通は平安京東西道の正親町小路（12m）である。中・下京の麩屋町通も狭路であるが，平安京南北道の富小路である。

2. 辻子（図子） 平安時代後期における平安京の都市化傾向...宅地開発や都市再開発...を端的に示す言葉である。実態として狭小な幅員であったが，ダイナミックな都市発展を支えた道路である。

3. 突抜 秀吉は，寺町～室町間と堀川以西の地域に，半町ごとに南北の小路を新開した。新道は突抜と呼ばれ，道を挟んで新たに成立した町は突抜町と呼ばれた。この突抜は，辻子の近世的表現であると高橋康夫（京大教授）氏はみる。

4. 路次・路地 近世期の誕生した。細長い敷地奥に小規模住戸を建て，母屋に働く従業者の住宅としたり，職人の仕事場を併設する住宅とした。純粋に借家経営のための住宅もあった。明治以降，京都の殖産振興が軌道に乗ると，地方からの人口流入者の住宅として大量に誕生した。平成6年から8年にかけて実施した上・中・下京区，東山区の全路地調査によると，路地（団地）数は2,853を数え，その立地密集地は，近代期の産業隆盛地である西陣織産地をはじめ友禅染，京焼（清水焼），仏具・家具などの伝統木工金工が集まる地域であることが分かった。表通りからの進入路（路次と記載）は長屋建築規則（明治23年）で6尺以上と規定されたが，1.8m未満の団地は46%も存在するなど，規則は後手に回ったようである。1.8～2.7mは38%，2.7m以上は僅か16%である。

5. 1間半道路 明治以降の開発地で用いられた基準のひとつである。旧市街地の周辺に多い。西陣織産地の外縁に位置する北区柏野地域はこのサイズの道路で町が形成されている。旧市街地でも上知令に依る宅地開発で開かれた祇園町南側の花街ではメインストリートの花見小路は6～7mの幅員をもつが，西花見小路や松竹小路などの道路は2.7m（2～3.5m）である。

路地の再生と保全の取り組み

1. 狭小な町通り 元は平安京の大路，小路であるが，それらの多くは，両側からの生活があふれ出して豊かな行為が展開される「町通」となっている。そうした町通の一つである中立売通は，中立学区住民福祉協議会が市のホープ事業を活用して，学区のアイデンティティづくりの一環としてコミュニティ（歩車共存）道路として再生させた。事業は京都市第1号で，烏丸～堀川間の678mを対象に，道路を狭く見せるための屈曲（クランク）や植樹スポットなどを設け，平成3年3月に完成した。

中京区の麩屋町通は，御所の南側という立地優位性もあり，町家が多く残る「京都らしい」町通であった。そこに突然ワンルームマンションの建設計画が持ち上がり，大半の居住者が立ち上がって，市に建築用途規制型地区計画を要望，都市計画決定を勝ち取った。その後，同地域に建築協定も結び，町並み景観の保全とはんまり型の建築更新を望んでいる。

2. 路地型団地

その1 借家型団地 筆者は京都市の支援を得て路地再生を軌道に乗せる業務に取り組んだが、路地再生第1号として玉屋小路と山三小路の共同再生事業が生まれた。国の優建事業の補助を受け、借家人居住補償住宅以外の住宅は京都市特優賃住宅として建設できたことが成功の鍵であった。従前借家は玉屋小路ではオモテが2軒、ウラが7軒、山三小路は7室（アパート）である。従前借家全戸を新築物件に戻すことは出来なかったが、店舗1戸と住宅4戸を用意できた。新規入居者用として3DK18戸を設け、運用を京都市住宅供給公社に委ねた。新住戸は立体路地（空中歩廊）で結び、団地のあちこちには従前路地の記憶を埋め込んでいる。10年竣工。

再生第2号は山和小路である。従前借家はオモテが4軒、ウラが14軒、新住宅は居住補償住宅2DK4戸、新規3DK12戸を設けた。新規住戸の運用は市住宅供給公社がやっている。大家と従前居住者はお地蔵さんのお祀りを通じて心を通わせていたこともあり、新団地にも地蔵を安置した。新規の若い入居者と従前からの高齢者のコミュニケーションに一役買って嬉しかったと大家から聞いた。11年竣工。

その2 持家型団地 住戸の維持が個人に委されて保全の程度はバラバラであることや、改善意欲に差があり共同建替えなどの大事業は困難である。しかし、住み続けを希望する次世代が居住する団地もあり、改造や建替えをあるルールの下で行い、時間はかかるが居住環境の改善を成し遂げようとする手法を提案した。建築基準法の改正時期ともあって、京都市は積極的に働き、連担建築物設計制度を路地再生に活かせる制度とした。制度利用は5件を超えている。

3. 1間半道路 祇園町南側地区の取り組み

はじめに...地域の状況

祇園町は国の内外に知られた花街である。しかし、近年の経済社会情勢の変化による顧客の減少や経営者の高齢化等によって廃業寸前のお茶屋は多い。（平成15年の組合登録お茶屋は77軒あるものの実質はおそらく50軒程度と云われている。）一方、四条通の北側における歓楽街における風俗店の出店は目を覆いたくなる有様である。この北側の有様が四条通を越え南側にまで溢れるのではないかと危機感を、バブル期の前からお茶屋のみならず事業者、居住者など広範な地域住民等がもっていた。地域の基幹的な商業であるお茶屋の活力の低下は、歴史的建築物の滅失を発生させ、祇園情緒の根幹である町並み景観の消失を意味する。地元のみならず京都市観光行政や景観行政にとっても大きな関心事となっていたのである。

取り組みの紹介

祇園町南側地区（約6.5ヘクタール）では、平成8年8月に自治活動の活発化を願って祇園町南側地区協議会が居住者・事業者等全員（332軒）の総意で設立されたが、活動内容が拡大する中で、基本的には同じ会員によるNPO「祇園町南側地区まちづくり協議会」を平成13年5月に設立し、自治活動は「祇園町南側地区協議会」が、景観整備や私道整備、防災啓発・私設消火栓整備など専門的な活動はNPO「祇園町南側地区まちづくり協議会」が担うこととした。設立の経過を摘記すると、市は市街地景観整備条例を平成7年に制定し、本条例に基づいて8年度当初に美観地区の拡大指定を成功させました。当地区も新規に美観第2種地域に指定されました。本条例は国の伝建地区と類似の「歴史的景観保全修景地区」制度を盛り込んでいて、その適地を東山区四条通南側に広がる茶屋町界わいと想定し、地区指定のための調査費を計上していた。地域住民はこの調査事業に対して組織的かつ積極的に発言することが大事であると認識、祇園町南側地区協議会を設立した。京都市は11年1月に地域の要望を活かした「祇園町南歴史的景観保全修景地区・同計画」を発表、同年6月に決定告示。確認申請を要する建築更新に対して、地域が有する歴史的な建築意匠による更新を求

め（市長承認）、歴史的意匠建物の外観修繕工事費への補助事業がスタートした。

当協議会は、建築確認申請を要しない工事についても協議の場に載せることが重要であること、屋外広告物（看板）の掲出にも地域らしいルールが必要であるとし、全員一致で「景観協定」を締結し、京都市景観行政と歩調を合わせた活動を開始した。加えて、自分たちの町並み景観は木造の茶屋建築であり、防火防災活動の必要性を認識し、「私設消火栓」整備の啓発と大規模な防火訓練の定期的実施に取り組んだのである。

また、地区のメイン・ストリートである花見小路通の電線電柱類の整理・地中化と路面の石畳化を要望し、そのデザインについても積極的に発言してきた。13年12月にはそれらの工事が完成したが、この活動の中で、地区に多く存在する私道の整備策についても活発な話し合いを行ってきたのである。

地域自治の活性化を目的に設立した協議会はいつしか多様なまた極めて専門的な事案についても話し合うこととなって、12年頃からNPO設立を協議するようになり、13年5月に結成した。

活動の詳述については、時間があればセミナー会場において説明する。

活動経過説明資料

- ・ 11年5月 - 景観協定締結 - 景観協定運営委員会は次の点について事前協議する。
 1. 建築物・工作物の新築等および外観に係る修繕等を行う場合は「保全修景計画」の基準に適合すること。
 2. 看板・照明等の屋外広告物を掲出する場合は自家用に限定し、町並み景観を損なわない形状・規模とし、2階の軒より上に設けないこと。立て看板・のぼりの類は掲出しないこと。
 3. 自動販売機は側面を覆い、色彩は周囲の景観になじむものであること。
 4. 軒先テントは設置しないこと。

11年度	届出	12件	基準不適合なし
12年度	届出	8件	4件は基準不適合で、変更を要請
13年度	届出	17件	6件は基準不適合で、変更を要請
14年度	届出	9件	1件は中止
15年度	届出	26件	1件の中止、1件の変更要請
- ・ 11年6月 - 歴史的景観保全修景地区の指定、修景計画の公布 - 計画に基づく外観修繕補助については、そのとりまとめ窓口となってきたが、実績を紹介する。

11年度	15件	補助額	750万円
12年度	21件	同	1,879万円
13年度	15件	同	1,142万円
14年度	12件	同	1,126万円
15年度	19件	同	1,989万円
- ・ 14年2月 - 地元要望により花見小路通の車両通行規制試験実施（夜間南行一方通行）
- ・ 14年5月 - 私道の石畳化事業開始 - 日本中央競馬会と協議を重ね、単年度ごとに完結する事業を、数年に亘り継続して実施することで合意した。
- ・ 14年7月 - 町家の防火規制緩和条例の適用第1号地区とすることを市が公表。
 - 自主的な防災活動および啓発の充実を図ることを決める。具体的事業として、定期的な防災訓練の拡充、私設消火栓設置の一層の啓発、火災警報器全戸設置の啓発、木造建物の耐震診断受診の啓発

私設消火栓設置状況	13年6月末	16箇所
	14年3月末	19箇所
	16年3月末	21箇所
- ・ 14年11月 - 業種規制地区計画の都市計画決定（15年3月建築条例市会決定）

当地区にふさわしくない業種の参入を規制するため、行政で対処可能な業種は地区計画で、その他は当地区の総意（14年度総会の決議）で自主規制（届出・協議制の採用）することとした。

14年度	7件の届出があり、1件の中止6件が開業
15年度	6件の新規開業と1件の営業者変更の届出があり、全件承認
- ・ 15年1月 - 祇園町南側地区消防計画を策定し、東山消防署に報告した。

計画書は、	地区統括防火管理者・各町統括防火管理者の選任	火災及び放火予防対策	自衛
消防活動	訓練実施要領	消火・警報設備	
- ・ 15年2月 - 「防火地域準防火地域の指定解除」「伝統的景観保全地区の指定」を決定告示

16年3月末 伝統的建築物の認定は累計3件

・16年5月 - 祇園町南側地区町式目の制定

往時の人びとには、他人の視線で自分を磨くところがあり、また周りとは関係をもたず勝手に生きるのではなく、自分も回りもうまく行くようにすることを良しとするところがあった。そうした生き方に学ぶべきではないかと発意し、町式目を制定した。2度の総会議案とするなど居住者・事業者の理解を得るために急がず、策定は3年を要した。全6章24条からなる大式目で、おそらく現在では日本初であろう。

1. 基本的な遵守事項 (6条)
2. 名義人・店名などの届出 (2条)
3. 火の用心と防犯 (7条)
4. 土地家屋に係る権利の制限 (3条)
5. 道路利用に係る遵守事項 (4条)
6. 転入・転出・葬儀の届出・周知 (2条)

結婚以来 41 年、空堀の路地の角の家に住み、3 人の子どもたちは路地を遊び場にして成長。子育て終了後の 20 数年前より、空堀の路地や商店街を舞台や素材にして、童話やエッセイを書きはじめました。

1. 路地を舞台にした童話

・「うんどう会にはトピックス（文化出版局）」1988 年

現在 30 歳の末っ子が小学生の頃、この町の子ども数がどんどん少なくなり、クラスも各学年 1 クラスか 2 クラスになっていきました。（現在は 3 つの小学校が統合されて 1 つになっています。）そんな頃の話です。

<あらすじ>

トシ子の学校では敬老の日が近づいた国語の時間、全校の生徒が校区のお年寄りに「運動会、見に来てください」という手紙を書いて出しました。2 年生のトシ子はその手紙の終わりに「でも、おばあちゃん、わたしは運動会がキライです」と書きます。キライの理由は、かけっこがおそいからですが、このことを知ったおばあさんとトシ子のふれあいのお話です。

・「あの子は気になる転校生（PHP 研究所）」1990 年

3 人の子どもたちが小学生の頃、路地はビー玉をしたり、探偵ごっこをしたり、マンガを読んだり、安心して遊ぶことができる場所でした。

<あらすじ>

路地に家がある小学 4 年生のシゲルのお父さんは「便利大工」をしています。このシゲルのクラスに東京から転校してきた魅力的なゆかりちゃん。ある日ゆかりちゃんの家から、ぬれ縁の修理を頼まれたお父ちゃんは、シゲルを連れて仕事にいきます。そばでシゲルも、釘を打ったりノコギリを使ったりと、見よう見真似の大工の仕事を通して、ゆかりちゃんと仲良くなっていきます。

・「おっと千両イチゴちゃん（借成社）」1992 年

<あらすじ>

路地に住むイチゴちゃんのおじいさんは、商店街でタコ焼き屋をしています。そのおじいさんがケガをして入院。お父さんたちはこれを機会にタコ焼き屋をやめるよう勧めますが、おじいちゃんは続けたい。そんなおじいちゃんの思いを 3 年生のイチゴちゃんが応援。ついにおじいちゃんは今イチゴちゃんたちが住んでいる路地の家でタコ焼き屋を始められました。

・「ぼくのちんどんコンクール（毎日新聞朝刊連載）」2003 年

空堀商店街を少し入った所に、ちんどん屋さんの事務所があります。ときどき商店街で、ちんどん行列に出会います。

<あらすじ>

路地に住む小学 4 年生のゆうたの両親は、ちんどん屋です。幼稚園の頃まではゆうたもビラ配りなどして、お父さんたちの仕事を手伝うのが楽しかったのに、今はちょっと恥ずかしい気分です。こんなゆうたを通して、ちんどん屋さんのお仕事や路地の人のふれあいを伝えます。

2. 雑誌「空堀から童話を書く」2004年5月発行

20数年前、童話を書いてみたいとカルチャーセンターに通い始めた頃、近所の人にこんなことを言われたことがありました。「へえー、お金出してまで、そんな習いに行くん？わたしやったら、お金あげる言われてもゴメンやわ」

でも習いに行ってもよかった。大勢の童話を書く人に会えたし、教室での作品合評会は楽しかった。そのうちに書いた作品を応募し始めるともっと楽しく、戦前の下町の人情が漂う空堀の路地を舞台に作品を書き応募を続けました。

最近、ふとあの楽しかった頃を思いだし、応募を楽しむ人たちに向けて発刊したのがこの雑誌です。雑誌作りや作品の合評は、空堀の古い町並みの保存に取り組む人たちが、倒れかけた町家に手を加えた喫茶店でひらきます。窓から少し差し込む陽の光や、風、建物の醸し出す木のぬくもりが心良い感じです。

「空堀から童話を書く」の発行は、空堀の路地の流れに合わせてゆっくりと年に1回の予定です。

参加者プロフィール（順不同・敬称略）

基調講演者

橋爪紳也 大阪市立大学大学院文学研究科助教授

工学博士、建築史／都市文化論専攻。京都大学工学部建築学科卒。同大学院工学研究科修士課程、大阪大大学院工学研究科博士課程修了。イベント学会副会長、（社）日本ディスプレイ業連合会理事、（財）大阪21世紀協会企画委員、（財）大阪都市協会『大阪人』編集委員ほか公職多数。

『倶楽部と日本人』学芸出版社、『にぎわいを創る』長谷工総合研究所、『大阪モダン』NTT出版、『祝祭の＜帝国＞』講談社、『日本の遊園地』講談社、『集客都市』日本経済新聞社、『モダン都市の誕生』吉川弘文館ほか著書多数。平成9年度日本ディスプレイデザイン研究賞大賞受賞。

事例報告者ならびパネルディスカッション参加者

寺田 弘（東京・神楽坂）NPO 法人粋なまちづくり倶楽部理事長

NPO 法人粋なまちづくり倶楽部理事長。住友軽金属を経て、文芸事務所三友社勤務。神楽坂まちづくりの会所属、美しい東京を作る都民の会事務局長。著書は「行き交いのときめき」「東京 - このいとしき未完都市」。

小川幸男（東京・向島）墨田区地域整備部商工担当部長

1949年千葉県生まれ。建築を志し設計事務所を経て1975年墨田区役所にはいる。もっぱら工場跡地開発や再開発事業を担当する。パブルはじけた頃密集市街地の整備を担当する。京島や一寺言問地区のまちづくりについて住民との協働に目覚める。現在、ものづくりのまち墨田の商工業を担当する。向島学会幹事。

森栗茂一（神戸）(特)神戸まちづくり研究所副理事長

大阪外国語大学教授、文学博士。都市民俗学、生活学専攻。向島学会監事、都市住宅学会理事、日本生活学会理事、(特)神戸まちづくり研究所副理事長。著書に「幸福の都市はありますか - 震災神戸と都市民俗学」「河原町の歴史と都市民俗学」など。2003年度今和次郎賞受賞。

上林研二（京都・祇園）(株)地域生活空間研究所代表

工学博士 専門分野：密集市街地整備事業、歴史的景観保全修景事業 NPO 法人祇園町南側地区まちづくり協議会理事 京都学園大学法学部非常勤講師 京都造形芸術大学大学院非常勤講師。

藤田 富美恵（大阪・空堀）日本児童文学者協会童話作家

朝日カルチャーセンター童話講座講師。「5枚童話の創り方」（主婦の友社）、「ぼくのちんどんコンクール」（ザッツ空堀商店街収録・アスク出版）を始め童話の舞台のほとんどは、結婚以来数十年住む大阪空堀の路地。

小川恵三（大阪・法善寺）(株)竹中工務店大阪本店設計部申請グループマネージャー

法善寺横丁復興委員会の申請代理人。（社）大阪建築士事務所協会法規委員。同協会第五支部副支部長。

今井晴彦（コーディネータ）(株)サンプランナーズ代表

専門分野：都市計画、まちづくり。国土交通省地域振興アドバイザー、諏訪市政策アドバイザー、岡部町まちづくりサポーター。

吉野国夫（司会）(財)大阪地域振興調査会常務理事（株）ダン計画研究所代表取締役

専門分野：企画、デザインワーク、都市開発、都市型リゾートのほか都市産業政策の策定、水都再生計画に参画。（財）大阪地域振興調査会常務理事 大阪商工会議所流通対策委員会委員など。

NPO 法人日本都市計画家協会

〒105 - 0002 東京都港区愛宕 1 - 1 - 9

愛宕チャンピオンビル 4 階

tel03 - 5401 - 3359 / fax03 - 5401 - 3389

財団法人大阪地域振興調査会

〒540 - 0021 大阪市中央区大手通 1 - 2 - 10

tel06 - 6944 - 1173 / fax06 - 6946 - 9120